ランプ・JCT路肩規制作業（リスクアセスメント）作 業 手 順 書

会社名	中日本ハイウェイメンテ名古屋㈱	施工ケース	主な設備、仕様機械	主な使用工具、器具	安全設備、保護具	使用材料
作成日	平成24年10月2日		2tトラック	発電機、ブレーキ付き台車	保護帽、手袋、安全靴、安全チョッキ、黄旗（からまんでー）、長赤灯、消火器	規制機材一式
改訂日	令和7年1月17日					
作成者	藤谷・岡本　改訂者森本					

必要資格等		運転免許（旧普通・中型）、職長教育講習	作業人員	3 名	その他	
			作業人員	名		

可能性	1：ほとんど起きない（5年に1回程度）	2：たまに起きる（1年に1回程度）	3：かなり起きる（6ヶ月に1回程度）
	頻度率：1	頻度率：2	頻度率：3

×

重大性	軽微（不休災害）	重大（休業災害）	極めて重大（死亡・障害）
	危険度：1	危険度：2	危険度：3

=

評価	対策変更の必要なし	対策が必要	即座に対策が必要
	1～2	3～4	5～9

作業工程	施工ケース	No	単位作業 と その主な手順	危険有害要因（予測される災害・事故）（品質、トラブルも含む）	評価 可能性	評価 重大性	評価	危険有害要因低減対策	誰が 点検・確認	対策後 評価 可能性	対策後 評価 重大性	対策後 評価	参考図（別紙も可）
準備作業			**・作業前ミーティング**										
	共通	1	新規入場者のチェックをする。	現場、施工方法等について十分な知識を有していない。	2	2	4	新規入場教育の受講。	職長	1	2	2	光波測定計測書、施工図、時図、写真等を添付し、作業環境に即した物とすること。 看板設置状況
	共通	2	健康状態を確認する。	風邪、飲酒等により正常判断ができない。	2	1	2	体調の確認、アルコールチェックを行う。	職長	1	1	1	
	共通	3	服装、保安用具の点検をする。	自発光チョッキの球切れがある。からまんでーの音が鳴らない。	2	2	4	規制員に、事前点検を実施させる。	全員	1	2	2	
	共通	4	機械・規制材等の準備、点検をする。（傷んだ規制材は使わない、点灯確認）	協議書に基づいた規制材でない。車両の不具合。	2	1	2	担当者との協議書を元とする事前打合せをする。	全員	1	1	1	
				規制時に視認性が悪い。	2	2	4	事前点検を確実に実施する。	全員	1	2	2	
	共通	5	朝礼、KYミーティングを行う。	漠然と現場に入り事故を起こす。	2	1	2	KYミーティングにて危険箇所を確認する。	全員	2	1	2	
	共通	6	作業手順の確認をする。	各自の作業が分かっていなくて、現場で不安全行動を起こす。	3	1	3	個人の作業内容、作業手順を確認する。	全員	2	1	2	
		7	緊急避難方法を確認する。	異常時の合図が分からず、避難ができない。	3	1	3	緊急時の合図、連絡方法を確認しておくこと。	全員	2	1	2	
	共通	8	車両点検、荷姿、プレートチェックをする。	積荷等が落下する。	2	2	4	車両点検、荷姿チェックを自主とメンテ社員にて行う。	全員	1	2	2	
				規制材の落下。	2	3	6	ラバコーンなどをアオリより出さない、ロープ、ネットによる養生。	全員	1	3	3	発煙筒使用状況
				業務用プレートの不正使用。	2	1	2	プレートチェックを自主とメンテ社員にて行う。	職長	1	1	1	
移動			**・現場への移動**										
	共通	1	交通ルールを守り運転する。	人身、物損事故。携帯電話使用。シートベルト。	2	3	6	NEXCOの一員であることを自覚して運転する。	運転手	1	3	3	
	共通	2	高速道路に入る前には、プレートを確認しておく。	プレート区域外使用、不正使用。	2	1	2	車両点検時、荷姿チェック時に確認しておく。（自主、メンテ社員）	全員	1	1	1	
	共通	3	最寄りの休憩施設、BS等に待機。	駐車スペースが無く、一般車両とトラブル。	2	1	2	一般車両に配慮して駐停車する。BSでは回転灯やハザードは点灯する。	運転手	1	1	1	
	共通	4	車両は、ハンドル切、サイドブレーキ、輪止めを必ず行う。	車両が動いて、他のものに接触する。	1	2	2	運転席には、ハンドル切、サイドブレーキ、輪止め容発のプレートを掲げる。（必ず行う）	全員	1	2	2	
		5	SA・PA等での車両の駐車。	後退時に一般通行者、駐車車両に接触する。	2	2	4	後退誘導の方法は以下のとおりとする。 1.誘導員は運転手から見える位置に立つ（車両斜め後方約2m）。 2.腕を高く上げ、手のひらを誘導する方向に大きく振り警笛もしくは声にて誘導する(オーライ)。 3.停止させる際は腕を高く上げ、手のひらを運転手に向ける(ストップまたは止まれ)。 （注意事項） ・誘導員は周囲の車両、障害物、歩行者の動向にも注意し自らの安全を確保して誘導する。 ・一般車の往来が激しい時は、後退誘導を中止し待機する。	全員	1	2	2	路肩規制テーパー
					2	2	4	誘導を受ける際は、合図がはっきり聞こえるように運転席の窓を開ける。 運転手は誘導の合図で後退する。途切れたら、直ちに車両を停止させ状況を確認する。	運転手	1	2	2	
本作業													
規制標識設置	共通	1	規制に向け現地に向かう。	看板設置時に路肩に入る場合、ガードレールや一般車両との接触。	2	3	6	上流300mでハザード、100mでウィンカーなど決められたルールで路肩に侵入するよう指導する。	運転手	1	3	3	
	共通	2	路上活看板付近、もしくは待機場所に連絡先カードの電話番号に規制開始連絡をする。	管制センターが状況判断できない。	2	2	4	規制開始前には連絡するよう徹底する。	規制責任者	1	2	2	
	共通			路肩規制等用番号に掛けずに作業してしまう。情報板等の情報提供が出来ず、一般車両から苦情。	2	2	4	規制連絡先を携帯し、かけ間違いかけ忘れがないよう指導・徹底する。	規制責任者	1	2	2	
	共通	3	協議書に基づき標識を設置する	車から降りるときに、走行車両と接触する。	2	3	6	上流側の車両確認をして路肩側から降りる。	全員	1	3	3	
	共通			看板設置時、風に煽られる。	2	3	6	2名以上で設置。	全員	1	3	3	
	特殊	4	規制標識が昼夜に跨く場合は強風時に対応できるようにロープで固定する。	ロープが取り付け不十分で風に煽られ看板が倒れる。	2	3	6	たるみが無いよう整面に固定する。又プラケットの締め付けを再度確認する。	全員	1	3	3	
				中分壁高欄で、バンセンで固定する場合締め付け不足で看板の転倒。	2	3	6	確実にバンセンを締め込む。再度締め付け後確認する。	全員	1	3	3	
				取り付け作業中に番線でケガをする。	2	1	2	保護手袋の着用を徹底する。番線の末端処理をする。	全員	1	1	1	
テーパー部設置	共通	1	発煙筒で仮テーパーを設置する。	発煙筒が転がり法面等の火災。	2	2	4	発煙筒が転がらないよう後ろをつぶす対策を徹底する 規制証は発煙筒を使用した際、必ず発炎筒の火（煙）の完全消失を確認し、回収可能であれば安全に留意したうえで回収すること。	保安員 作業員	1	2	2	作業状況
	共通	2	5枚でテーパー（矢板）をつくる。	一般車両が誤ってデーパー設置部に接触する。	2	2	4	保安員による発煙筒を用いて追い出しを徹底する。	全員	1	2	2	
	共通	3	テーパー部の注意喚起規制材の設置。	車よりヒカボンやAVライトを下ろす時に線を切る。	1	1	1	荷台作業員が、周囲の確認をしながら機材を渡す。	全員	1	1	1	
	共通	4	標識車を設置する。	設置完了後、ドアミラーをたたみ忘れ一般車両との接触。	2	2	4	設置後は、ハンドル切、サイドブレーキ、輪止めを徹底するとともに、ミラーをたたむ事を徹底する。	全員	1	2	2	
	共通	5	工事案内看板を設置する。	案内看板が一般車両の風圧で倒れる。	2	3	6	水止袋や赤土袋による固定を徹底する。	全員	1	3	3	
			（付加車線を含む）										
	共通	6	ラバーコンの設置（*人力・台車での設置*）。	ラバコンを落し一般車両に接触させる事故。	2	3	6	ラバコーンを落とさないように滑り止め対策をする。	全員	1	1	1	
			20m間隔で設置する。	ポケットの中の物等が落下し、一般車両に接触。	2	1	2	ポケットの留め具は確実に閉める。作業中はポケットの中に物を入れない。	全員	1	1	1	
		6	ラバーコンの設置（*人力・台車での設置*）。	ストッパー付き台車が動く。	2	2	4	ストッパーを確実に使用して、動かない事を確認する。	全員	2	1	2	
			規制証長が100～200m程度	ラバコーンを落下させてケガをする。	2	2	4	滑り止めの付き手袋を使用するなどの落下対策を行う。	全員	1	2	2	
			線形が厳しいランプ。	ラバコンを落し一般車両に接触させる事故。	1	3	3	必ず2名作業で行う(上流保安員の配置)。	全員	1	1	1	※IC等ランプ調書
			20m間隔で設置する。	線形が厳しいく、作業車がはみ出し、一般車と接触。	2	3	6	保安員と作業員の間隔は15m～20mとし、合図はしっかり出一又は笛を使用する。	全員	2	1	2	
	共通	7	工事出入り口を設置する。	案内看板で、手を切る。	2	1	2	手袋をはめて作業する。	全員	1	1	1	
	共通	8	規制完了連絡を入れる。	規制完了の連絡を忘れる。	2	1	2	メンテ担当社員に確実に連絡する。	規制責任者	1	1	1	
	共通	9	出入口にて、工事車両を誘導する。	一般車両を誤進入させてしまう。	1	3	3	保安員による正しい誘導を徹底する。	先端保安員	1	3	3	
	共通	10	先端保安員は、テーパー部の監視に当る。	テーパー部の巡回をする時、一般車追突。	1	3	3	一般車両の動向に注意しながら巡回する。	先端保安員	1	3	3	
	共通	11	場内保安員は、作業現場の保安に当る。	作業員が通行帯へはみ出し、一般車両に接触する。	2	3	6	作業状況に応じた監視位置とする。	全員	1	3	3	
規制撤去	共通	1	工事車両を退出させる。	通行車両との接触事故。	2	3	6	十分な車両間隔をとって離脱する。	全員	1	3	3	
	共通	2	ラバコーンの撤去を開始する。	ラバコーン撤去時、作業員が一般車両と接触する。	2	3	6	保安員が一般車両の動向に十分注意するよう徹底させる。	全員	1	3	3	※ラバコーンの設置と同様（車両又は人力・台車）
	共通	3	テーパー付近まで、ラバコーン撤去する。	ラバコーン撤去車が先端保安員と接触する。	2	2	4	安全バーの設置を徹底する(設置位置は保安員より下流5～10m)。	全員	1	2	2	
	共通	4	発煙筒で仮テーパーを設置する。	発煙筒が転がり法面等の火災	2	2	4	発煙筒が転がらないよう回転防止装置があるものか後ろをつぶす対策を徹底する。 規制証は発煙筒を使用した際、必ず発炎筒の火（煙）の完全消失を確認し、回収可能であれば安全に留意したうえで回収すること。	保安員 作業員	1	2	2	
				テーパー部に一般車両が突っ込む。	2	2	4	保安員は追い出しを徹底する。	保安員	1	2	2	
	共通	5	テーパー部の撤去を開始する。	テーパー撤去時、作業員がひかれる。	2	3	6	作業員の一般車両の動向に十分注意するよう徹底させる。	全員	1	3	3	
	共通	6	荷台の養生をする。	養生をする時に通行車両と接触する。	2	3	6	養生は路肩側で行う。	全員	1	3	3	
	共通	7	移動時の荷姿を点検する。	走行中に規制材が落下する。	2	3	6	ロープ、ネット等で規制材を固定し、落下の恐れが無いか確認する。	全員	1	3	3	
	共通	8	看板撤去に向け、現場離脱する。	本線合流時に接触事故。	2	3	6	車両間隔を十分とって合流。	全員	1	3	3	
				乗降時に一般車両と接触する。	2	3	6	通行車線側での乗り降り時は、保安員の監視の下で実施。	全員	1	3	3	
	共通	9	最上流より順次看板を撤去する。	看板撤去時、風に煽られる。	2	3	6	2名で撤去。	全員	1	3	3	
	共通	10	最終看板を撤去後、メンテに連絡を入れる。	連絡を忘れて、掲示板の標示が出たままになる。	2	2	4	確実に連絡を入れる。	全員	1	2	2	
	共通	11	携帯電話にて、一宮管制に終了連絡。	連絡を忘れて、掲示板の標示が出たままになる。	2	2	4	確実に連絡を入れる。	全員	1	2	2	
	共通	12	荷台の養生をする。	養生をする時に通行車両と接触する。	2	3	6	養生は路肩側で行う。	全員	1	3	3	
	共通	13	移動時の荷姿を点検する。	走行中に規制材が落下する。	2	3	6	ロープ、ネット等で規制材を固定し、落下の恐れが無いか確認する。	全員	1	3	3	
移動			**・基地への移動**										
離脱	共通	1	離脱。	本線合流時に接触事故。	2	3	6	車両間隔を十分とって合流。	全員	1	3	3	
	共通	2	交通ルールを守り運転する。	人身、物損事故。	2	3	6	NEXCOの一員であることを自覚して運転する。	運転者	1	3	3	
	共通	3	車両の駐車。	他の車両と接触事故を起こす。	2	1	2	車両駐車時は、誘導員を配置する。	全員	1	1	1	
	共通	4	書類の提出。	書類の紛失。	2	1	2	全員で確認すること。	全員	1	1	1	
共通事項			**(1) 路肩作業箇所の上流側での注意喚起等による安全対策の徹底！**										
			○1人作業は極力回避する。作業時に一人となる場合は、安全な場所に待避する。										
			・やむを得ず行う場合は保安員の監視の下で実施。										
			○交通保安員（交通誘導員）を必ず配置する。										
			・緊急時の合図や避難場所も確認										
			○通行車線側での作業は原則的に行わない。										
			・やむを得ず行う場合は保安員の監視の下で実施。										
			(2) 路肩停止車両の右側走行車線側での作業の禁止！ 下記①～③の内、いずれかの対応を実施。										
			①荷台アオリ部へのアオリクランプの装備（社有車対応済み）。										
			②車両右側フックへのカラビナ付ロープの固定。										
			③リース車等においてはロープ固定による取付（金具等未対応車両）。										
			④直近の休憩施設や連絡等施設等の安全な場所にてシート、ネット掛けの確認 。										
			(3) 車両への乗降は、供用車線の反対側から乗降！										
			○標識車等で供用車線の反対側からの乗降が困難な車両は除くものとする。										
			○やむを得ず供用車線から乗降する場合は、上流側に保安員をめず配置し誘導により乗車する。										
			・降車時は保安員が先に供用車線の反対側から降車し、乗車時は保安員が最後に供用車線の反対側から乗込む。										
			(4) 規制標識の設置及び撤去作業時の車両及び作業員の後退禁止！										
			○徒歩による下流側からの規制標識の撤去はしない。										
			○路肩幅員や現場状況等に関わらず全ての工事(作業)を対象。										
			○下流側ICで反転し上流側より車両移動にて順次撤去する。										
			○路肩極小部等、車両移動が困難な場所は除く。（徒歩作業時は、保安員を配置し防護柵の外等、安全な場所を移動する。）										
			(5) 車両進入時の安全対策（下記のいづれか、もしくは両方）！										
			○大型車両（緩衝装置装備車）の配置。 作業現場より20～40mの位置に配備（現場にあわせて移動）。										
			○とまるくん、とまるぞうの配置。 作業現場より60mの位置に設置（作業現場が動くときは、とまるぞうも現場にあわせて移動する）。										
			(6)規制材を本線で落とさせないよう、必ず飛散防止ネット・ロープ等の対策を行う。また、飛散するものが無いか出発・離脱前に車両を確認する。										
			(7)トラックの荷台に上がる場合は、昇降階段を使用する。										